

令和2年（2020年）3月26日

障害児通所支援事業所 様

姫路市障害福祉課長

学校等における教育活動の再開に係る放課後等デイサービス事業所等の
対応について

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業への対応については、ご協力ありがとうございました。

このたび、学校等の臨時休業について4月以降は実施されないことを踏まえ、令和2年2月28日付けで通知しました「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」の取り扱いについては3月末で終了といたします。

また、今後、学校臨時休業により利用量が増加した放課後等デイサービスに係る給付費及び利用者負担額について、切り分けてご報告いただく予定としております。それに伴い、3月にサービス提供した分の利用者負担額については、学校臨時休業による増を除いた分の利用料のみを利用者にご請求いただくこととなります。そのため、3月分の放課後等デイサービスに係る利用者負担額の利用者への請求は、本市へのご報告内容の確定後に実施いただければと存じます。詳細は後日通知いたします。

なお、3月分の放課後等デイサービス等の給付費につきましては、学校臨時休業により利用量が増加した分も含めて、通常どおり国保連及び本市にご請求いただく予定です。

今後、新型コロナウイルス感染症の発生状況に変化が生じた場合には、必要な対応をお知らせいたします。どうぞよろしく願いいたします。

問い合わせ先

姫路市障害福祉課管理担当

電話 079-221-2454 / Fax 079-221-2374